

# 消費者の窓

～第32号～



## 知っていますか。18歳から成人になります。(改正民法成立)

成人年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が国会で決・成立し、2022年4月1日から施行されます。成人年齢の引き下げは、若者の積極的な社会参加を促す狙いがある一方、18歳から保護者の同意なしに契約を結ぶことが可能となり、現行の民法が定める「未成年者契約取消」の対象外となることから、新たな悪質商法の標的になることが懸念されています。今回の消費者の窓では、若者が狙われやすい悪質商法の手口を紹介します。

### 事例1

#### SNSがきっかけで… 高額な契約を結んでしまった

(A)

SNSで知り合った人から、儲かる話を教えてもらっちゃった。

契約したの？

(A)

絶対儲かるって言われたから、消費者金融で100万借りて契約したよ。でも最近、連絡とれないんだよね…

(B)

私も、きれいになるって言われて50万円のエステのコース契約しちゃった。

それ、大丈夫なの？

SNSで知り合った人から絶対儲かると言われ、高額な契約を結んだが、その後、連絡が取れなくなった。SNSで美容に効果があるエステのコースを紹介され、高額な契約を結んでしまった。

### 事例2

#### SNSがきっかけでだまされた! ?



SNSでアイドルグループのコンサートのチケットを譲ってくれると言う人と知り合った。チケット代金を振り込んだが、その後、連絡が取れなくなった。

## トラブル回避のアドバイス

- ▶ 軽い気持ちで契約しない
- ▶ 契約をせかす者は相手にしない
- ▶ うまい話に飛びつかない
- ▶ 借金をしてまで契約しない
- ▶ ネットの情報に流されない

きっぱり断る勇気も大切です。相談は、「188」



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター「イヤヤン」

## 多重債務者相談キャンペーン 2018 実施中

一人で悩まず、いつでも気軽に相談してください。きちんとした手続きを取れば、多重債務は解決できます。相談内容に応じて、専門家につながります。

